

企画振興部（総務担当）一般事務補助会計年度任用職員要綱

（目的）

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第25号）及び会計年度任用職員の採用等に関する要綱（令和2年4月1日総務局制定）に定めるもののほか、企画振興部（総務担当）一般事務補助会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（業務）

第2条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 会計事務（支出命令書の審査・送付、収入報告書の整理事務等）に係る補助業務
- (2) 物品の保管・出納事務に係る補助業務
- (3) 小口支払基金の管理事務に係る補助業務

（任用）

第3条 会計年度任用職員の任用に係る選考は、筆記試験及び面接試験により行う。

（勤務時間等）

第4条 会計年度任用職員の勤務日数は1週間当たり5日とし、1日の勤務時間は6時間とする。

- 2 前項の勤務時間の割振りは、午前9時から午後3時45分までとし、そのうち午後0時15分から午後1時までを休憩時間とする。
- 3 会計年度任用職員の休日は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第5条第1項各号に掲げる日とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、この規定の例により行うことができる。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。